

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人が法令・定款が法令を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重して職務執行を行うことができるように、「コンプライアンス規則」を定める。
- ② コンプライアンスに関する方針の制定や活動の企画立案及び指導、クラシエグループにおける状況のモニタリングを行う機関としてリスクマネジメント委員会の中にリスクマネジメント部会を設置し、コンプライアンスを管理する体制を整備する。
- ③ 年度のコンプライアンスの研修を行うことで、取締役及び使用人が遵守すべき法令、社内ルールに関して周知徹底を図り、健全な企業活動の遂行を確保する。
- ④ 遵守すべき法令、社内ルールについて違反が生じた場合におけるレポートライン及びルールを定めるとともに、社内外に相談窓口を設置し、その利用について取締役及び使用人に周知する。また、相談・報告等を行った者に対しては、当該行為を理由とした不利益な取扱いを行わない旨を定め、実効性を確保する。
- ⑤ 被監査部門から独立した内部監査部門として内部監査室を設置するとともに、「内部監査規則」等を整備し、内部監査計画に基づく効率的かつ実効性のある内部監査を実施し、取締役に報告する。また、監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席し取締役の意思決定や業務の執行状況を把握するとともに、監査役監査を通じて職務執行の適法性を確保するための牽制として機能する。
- ⑥ 暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等については、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに弁護士や警察等関係機関と連携を図ることで、毅然とした態度で組織的に対応する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務の執行に係る情報（以下「職務執行情報」という）につき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、職務執行情報を必要に応じて閲覧・謄写することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① クラシエグループにおけるリスクマネジメントの基本的事項として「リスクマネジメント規則」を定める。
- ② リスク管理に関する事項を統括するため、リスクマネジメント委員会及びリスクマネジメント部会を設置し、クラシエグループにおけるリスク管理体制を整備する。リスクマネジメント委員会及びリスクマネジメント部会は、事業活動全般にわたり生じるリスクについて網羅的に把握し、リスクの定量的な分析及び対応策の検討を行い、必要に応じて取締役会にて審議するなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じて、損失発生の未然防止及び損失の最小化に資するリスク管理体制を推進する。
- ③ グループ危機管理委員会は事業継続計画を所管し、緊急事態発生時のレポートラインや社内ル

ールの整備、訓練の実施など、緊急事態への対処のための社内体制を整備する。緊急事態発生時は緊急対策本部又は災害対策本部を設置し、従業員等は本部の指示のもと連携協力して緊急事態に対処する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行については、「取締役会規則」及び「経営組織・役員職務権限規則」等に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に行われるものとする。
- ② 取締役会は当社取締役全員で構成され、経営の執行方針や法令で定められた事項、その他業務上の重要事項について承認又は決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ③ 経営に関する重要事項の決裁機関及び取締役会の諮問機関として、グループ経営会議及び各カンパニー経営会議を設置し、経営の円滑な遂行を図る。

5. クラシエグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長執行役員は、自らの権限と責任において、当社及びその子会社における内部統制の構築のため、当社及びその子会社の間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ② クラシエグループの経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案などを通じて、事業運営の健全かつ適切な運営の確保を図るべく、クラシエグループにおける内部監査体制を構築する。
- ③ 当社はリスクマネジメント部会を設置し、クラシエグループにおけるコンプライアンスを管理する体制を整備する。また、コンプライアンスの研修の実施や、遵守すべき法令、社内ルールについて違反が生じた場合におけるレポートライン及びルールの制定及び社内外への相談窓口の設置を通じて、クラシエグループにおけるコンプライアンス体制を構築する。
- ④ 当社は、子会社等と情報交換を行い、コンプライアンス、リスク管理等の内部統制に関する課題を把握し、当社の内部統制システムを改善させる。
- ⑤ 当社は、子会社等との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引又は会計処理を防止するため、子会社等と十分な情報交換を行う。
- ⑥ 子会社等における業務の適正確保のため、当社による子会社等の意思決定への関与の方針を作成し、運用する。
- ⑦ 当社は、子会社等より、定期的な業務執行状況・財務状況等の報告を徴収する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役は前項の使用人に対して、必要に応じて使用人に対して監査業務に必要な事項を命令す

ることができるものとする。当該使用人は、監査役の依頼又は指示に従い、監査役の職務を補助する。

- ② 当該使用人の人事考課、異動、懲戒等人事に関する事項については、監査役と事前に協議する。
- ③ 当該使用人は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な情報を収集する権限を有する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、以下の事項を監査役に報告するものとする。
 - (a) グループ経営会議及びカンパニー経営会議で決議された事項
 - (b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - (c) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (d) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - (e) 重要な法令・定款違反
 - (f) その他コンプライアンスに関する重要な事項
- ② 使用人は、前号(b)及び(e)に関する重大な事実を発見したときは、監査役に直接報告できるものとする。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、当該報告を理由とした不利益な取扱いを行わないものとする。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払又は償還の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当該請求に速やかに応じる。

11. その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、独自に、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を有するものとする。